【報２－１】

職場におけるハラスメント防止指針の改定について

1 改定の背景

本市では、平成25年に制定した「職場におけるハラスメント防止指針」について、社会的情勢の変化やハラスメント防止のための関係法令の改正等をふまえ、見直しを行っており、これまでにセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、学校におけるハラスメント、またカスタマーハラスメントを加える改定を行ってまいりました。

今回、労働施策総合推進法および男女雇用機会均等法の一部改正に伴い、厚生労働省においてハラスメント防止指針が策定されたことを受け、本市のハラスメント防止計画に、求職者等に対するハラスメントを明記し、ハラスメントを許さない職場環境を実現するための取り組み強化を図るため、所要の改定を行うものです。

なお、今回の改正に合わせ、読みやすさの向上の観点から、所要の文言整理を行っております。

2 改定のポイント

厚労省のハラスメント防止指針を参考に下記の項目等を追記しました。

・求職者等に対するハラスメントの定義

・求職者等に対するパワーハラスメント

・求職者等に対するセクシュアルハラスメント

・求職者等に対する妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

・求職者等に対するカスタマーハラスメント

現行	改定後
1　ハラスメントに対する基本姿勢と方針	1　ハラスメントに対する基本姿勢と方針
2　ハラスメントの体系	2　ハラスメントの体系
(1)パワーハラスメント	(1)パワーハラスメント
(2)セクシュアルハラスメント	(2)セクシュアルハラスメント
(3)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	(3)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
(4)職場におけるカスタマーハラスメント	(4)職場におけるカスタマーハラスメント
(5)園(所)・学校におけるハラスメント	**(5)求職者等に対するハラスメント**
	(6)園(所)・学校におけるハラスメント
3　事業主や職員の責務	3　事業主や職員の責務
(1)事業主(市および教育委員会)の責務	(1)事業主(市および教育委員会)の責務
(2)職員の責務	(2)職員の責務
4　ハラスメントへの対応	4　ハラスメントへの対応
5　ハラスメントを起こさないために	5　ハラスメントを起こさないために
別紙　カスタマーハラスメント対応マニュアル	別紙　カスタマーハラスメント対応マニュアル